毎週二回発行月曜日木曜日 定価(消費税込)一箇年 一六、八〇〇円 (郵送料を含む。)

第千九百五十八号

曜

先まで

日

新

六・ 六三・八 五六五・〇

月

訓

令

平成二十一年 六月二十二日

目 次

道路の区域変更......三〇七 示

令

職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令......

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し (十七件)......

告

示

山梨県告示第二百五号

所 (峡北支所を除く。) において、この告示の日から平成二十一年七月十三日まで一般 路の区域を変更する。その関係図面は、 の縦覧に供する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道 山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務

平成二十一年六月二十二日

山梨県知事

横

内

正

明

道路の種類 県道

路 線 名 甲府山梨線

Ξ 道路の区域

先から	区 間 の別 (メートル) (メートル) 目 旧新 敷地の幅員 延 長
-----	---

山梨県訓令甲第十五号

職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

出 本

先

機

関庁

平成二十一年六月二十二日

山梨県知事

横

内

正

明

職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

第一条 のように改正する。 職員の駐在に関する規程 (昭和四十三年山梨県訓令甲第二十二号)の 一部を次

四の項の次に次の一項を加える。 別表中二十の項を二十一の項とし、 五の項から十九の項までを一項ずつ繰り下げ、

五 労政雇用課

業務及び情報提供

就職に関する相談 甲府市飯田一丁目

業務

第 | |条 職員の駐在に関する規程の一部を次のように改正する。

別表中十七の項を削り、 十八の項を十七の項とし、十九の項から二十一の項までを

項ずつ繰り上げる。

日から施行する。 この訓令中第一条の規定は平成二十一年六月二十九日から、第二条の規定は同年八月

公

告

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第千九百五十八号 平成二十一年六月二十二日

Щ

梨

県

公

報

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法 (昭和二十四年法律

平成二十一年六月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年五月七日
- 一 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 株式会社ふじでん
- 2 主たる営業所の所在地 甲府市朝気三丁目二十一番二十九号
- 3 代表者の氏名 多々良吉徳
- 二 許可番号 山梨県知事許可 (般 二〇)第一四九一号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し

) 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法 (昭和二十四年法律

平成二十一年六月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 処分をした年月日 平成二十一年五月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 株式会社宝督建設
- 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市上吉田九百五十二番地四
- 3 代表者の氏名 高村和夫
- 二 許可番号 山梨県知事許可 (般 一七)第五四七六号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法 (昭和二十四年法律

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年六月二十二日

山梨県知事 横 内 正

明

- 処分をした年月日 平成二十一年五月七日
- 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 神宮寺工務店
- 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡昭和町紙漉阿原千九百二十八番地
- 代表者の氏名 神宮寺輝雄

3

- 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第六六三八号
- 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

四三

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

•

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法 (昭和二十四年法律

平成二十一年六月二十二日

横

内

正

明

処分をした年月日 平成二十一年五月七日

- 一 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 有限会社エーアールアイ
- 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡昭和町河西五百三十八番地一
- 3 代表者の氏名 有泉教夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可 (般 一九)第八五五一号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅ
- んせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 止した旨の届出があった。
 五 処分の原因となった事実 平成二十一年四月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年六月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年五月七日
- 一 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 有限会社岡田工建
- 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市東南湖千三百六十五番地三
- 3 代表者の氏名 岡田博文
- 三 許可番号 山梨県知事許可 (般 一七)第八九四八号

-) 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年六月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 処分をした年月日 平成二十一年五月七日
- | 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 有限会社技築
- 2 主たる営業所の所在地 西八代郡市川三郷町岩間二千二百四十番地
- 3 代表者の氏名 保坂圭子
- 二 許可番号 山梨県知事許可 (般 一九)第五八九一号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工
- 事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

Щ

梨

県公

報

第千九百五十八号

平成二十一年六月二十二日

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法 (昭和二十四年法律

平成二十一年六月二十二日

山梨県知事 横 内

正

明

- 処分をした年月日 平成二十一年五月七日
- 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 有限会社石原建設
- 2 主たる営業所の所在地 中央市布施二千七百七十四番地八
- 3 代表者の氏名 石原達男
- 三 許可番号 山梨県知事許可 (般 一九)第三四〇一号

四、処分の内容、土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設

工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

•

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年六月二十二日

山梨県知事 横 内 正

明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年五月七日
- 一 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 商号 有限会社北杜建設

1

- 2 主たる営業所の所在地 韮崎市中田町中條千七百七十四番地二
- 3 代表者の氏名 矢野雅彦
- 三 許可番号 山梨県知事許可 (般 一七) 第八八九一号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 止した旨の届出があった。
 五 処分の原因となった事実 平成二十一年四月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号)第二十九条第 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、 一項の規定により、 次のとおり許可を取り消した。 建設業法(昭和二十四年法律

平成二十一年六月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

処分をした年月日 平成二十一年五月十七日

処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

商号 中野建築

2 主たる営業所の所在地 都留市小野六百十七番地

代表者の氏名 中野慶之助

許可番号 山梨県知事許可(般 一九)第三四八九号

匹 処分の内容を建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 止した旨の届出があった。 処分の原因となった事実(平成二十一年四月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年六月二十二日

山梨県知事 内 正 明

処分をした年月日 平成二十一年五月十八日

処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

商号 株式会社ホンケン

2 主たる営業所の所在地 笛吹市御坂町上黒駒千二百八十八番地

破産管財人の氏名 田中謙

許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第七五一三号

兀 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 した旨の届出があった。 処分の原因となった事実 平成二十一年五月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、 建設業法(昭和二十四年法律

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年六月二十二日

横 内 正

明

処分をした年月日 平成二十一年五月十八日

処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 上田建築

2 主たる営業所の所在地 甲府市大里町千八百二十七番地五

代表者の氏名 上田勝

Ξ 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第一七七三号

処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

兀

した旨の届出があった。 処分の原因となった事実 平成二十一年五月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

•

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年六月二十二日

横 内 正

明

処分をした年月日 平成二十一年五月十八日

一 処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 天野ブロック工業

2 主たる営業所の所在地 富士吉田市上暮地八丁目一番二十三号

代表者の氏名 天野幸雄

Ξ 許可番号 山梨県知事許可(般 一九)第七七八八号

兀 処分の内容 タイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可の取消し

した旨の届出があった。 処分の原因となった事実 平成二十一年五月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止

• 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律 次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年六月二十二日

山梨県知事 横 内 正

明

一 処分をした年月日 平成二十一年五月二十五日

処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社クリーンライフ

2 主たる営業所の所在地 中央市西花輪四千三百七十七番地

3 代表者の氏名 樋口正毅

三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第八二一四号

事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し四、処分の内容、土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工

した旨の届出があった。
五 処分の原因となった事実
平成二十一年五月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法 (昭和二十四年法律

平成二十一年六月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十一年五月二十五日

一 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社中川工務所

2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山下於曽千四十一番地三

3 代表者の氏名 北澤政彦

一 許可番号 山梨県知事許可(般 一八)第四二九号

四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設

工事業に係る一般建設業の許可の取消し

した旨の届出があった。
五 処分の原因となった事実
平成二十一年五月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止

) 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法 (昭和二十四年法律

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年六月二十二日

山梨県知事 横 内 正

明

処分をした年月日 平成二十一年五月二十五日

処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 桜井工業株式会社

主たる営業所の所在地
上野原市秋山三千五百六十五番地

2

3 破産管財人の氏名 片岡剛

許可番号 山梨県知事許可(般 一九)第五一四号

Ξ

及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業

五

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法 (昭和二十四年法律

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年六月二十二日

山梨県知事 横 内

正

明

処分をした年月日 平成二十一年五月二十五日

一 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

商号 青木鋼業

2 主たる営業所の所在地 甲府市和戸町四百四番地二十五

3 代表者の氏名 青木敏夫

三 許可番号 山梨県知事許可 (般 二〇)第八六一五号

四 処分の内容 鉄筋工事業に係る一般建設業の許可の取消し

した旨の届出があった。
五 処分の原因となった事実 平成二十一年五月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

Щ

梨

発行者

Щ

梨県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所

㈱サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番